

# URBAN SCHOOL INSURANCE CONSORTIUM

( 保険契約者 )

保険契約番号 100006331

発行者 Industrial Alliance Pacific Insurance and Financial Services Inc.

( 保険会社 )

## 留学生保険概要

### 適格者

70 歳未満の非カナダ人全日制学生 ( 被保険者 ) であり、氏名が当保険会社に登録され、留学生ビザを保有し、保険契約者の管理下にあり、カナダに居住し、保険発効日にカナダに入国しておりカナダ国内の認証学習機関における授業に登録し、健康状態が良好で、カナダ入国のためのすべての医療条件を満たし、該当保険料を支払っている者。

保険はすべての適格者の義務である。

### 最高補償額

1 契約年に支払う補償経費の総額は、1,000,000 ドルを限度とする。

### 事故または病気による補償経費

- 標準大部屋病室またはそれ以下病室の入院経費。
- 看護費、1 契約年につき最高 500 ドルまで。
- 医師が推奨した場合の認定理学療法士による治療費、負傷または病気につき最高 1,000 ドルまで。
- 血漿、全血、酸素のために発生した経費。
- 診断に必要な X 線および臨床検査。
- 「料金表」に指定されている医師または外科医による治療および麻酔看護師の料金。
- 認定カイロプラクター、整骨医、足治療医、マッサージ療法士 ( 医師に推奨された場合 )、言語療法士、または精神分析医のサービス、専門ごとに 1 契約年につき最高 500 ドルまで。
- 病院の歯科職員として任命されている歯科医により病院内で行われる特定歯科治療。
- 年 1 回の健康診断の経費。
- 認定眼科医または検眼医による年 1 回の眼科検診の経費。
- 義肢、義眼、その他の永久補綴物の経費。
- 車椅子、人工肺、その他の治療目的の耐久設備。
- 矯正靴がギプスの一部である場合、医師による請求金額を含め、1 契約年ごとにデザインに最高 200 ドル、1 足につき最高 100 ドルまで。
- 補聴器、松葉杖、添え木、ギプス包帯、ヘルニアバンド、矯正具 ( 歯列矯正器具を除く )、1 契約年につき最高 750 ドルまで。
- 口への外的打撲による歯科事故治療、最高 4000 ドルまで。
- 認定陸上救急車のサービス、最高 1000 ドルまで。
- 州緊急健康サービスからの事前承認を得た認定航空救助のサービス。州医療保険の支払い最高額までに限定される。
- 痛み緩和のための緊急歯科治療、最高 500 ドルまで。
- 緊急州外非選択的治療の経費。最高 30 日までの旅行期間で、居住国外でのものとする。

裏へ→

## 事故または病気による補償経費（続き）

- 医師が医療的に必要と認証した場合の被保険者の入院に付き添うための肉親または兄弟姉妹 1 名の交通費、最高 1,500 ドルまで。
- 処方薬（経口避妊薬、不妊治療薬、男性型はげ頭症治療薬、禁煙薬、処方箋なしに入手可能な薬、勃起障害治療薬、食物または栄養補助食品、肥満治療薬、注射剤または実験的薬剤は除く）、1 契約年につき最高 10,000 ドルまで。
- 死亡した被契約者の遺体の本国送還費、最高 10,000 ドルまで。
- 再起不能となった被契約者の本国帰還費、最高 15,000 ドルまで。

## 例外および制限事項

- 宣戦布告されたまたは宣戦布告なしの戦争、またはその行為
- すべての種類のテロ活動
- 大量破壊の原子力、化学、または生物兵器使用の結果による損失
- いかなる国の国軍における活動的常時従軍
- 自殺、自己破壊、またはいかなる未遂脅迫（正気、精神障害に関わらず）
- 被契約者による犯罪行為または未遂行為
- アルコールまたは薬物中毒治療
- プロスポーツ、アクロバットまたはスタント飛行、ハンググライダー飛行、パラシュート、スカイダイビング、パラセーリング、ロッククライミング、登山、バンジージャンプ、スキューバダイビング、モータースポーツへの関与
- 薬物投与目的のみの通院
- 移民健康診断、実験的薬剤、予防薬またはワクチンを含む、第三者使用のための診察
- 保険の申請（または継続）、または学校、キャンプ、協会、クラブ、団体またはプログラムの申請（入学・入会、または継続）、または雇用（申請または継続）、また法的義務や手続きのためのすべてのサービスまたは検査
- 団体検査、予防接種
- スクリーニング、アンケート、または研究目的のための医師によるサービスまたは検査
- 医学的に必要でない美容整形
- 実験的医療の費用
- 鍼灸治療
- すべての形式の避妊具
- 不妊に関する治療および相談
- 任意中絶
- 規定の妊娠合併症を除く妊娠、出産
- すべての選択治療または手術
- 規定以外の臨床検査または臨床病理
- 眼鏡の修理、作成、交換、コンタクトレンズ、処方箋の費用
- 規定以外の歯科治療費、義歯、入れ歯、歯科装置の交換または修理費
- 移動時間または移動距離に対する経費
- 電話相談
- 法廷証言、記録、報告書、証明書またはコミュニケーションの準備
- すべての選択医療。つまり、急な痛みや苦しみの即時緩和に必要なでない治療または手術

本概要は例証のみを目的とする。本保険条件の詳細は「団体基本契約書(The Group Master Policy)」に記載され、すべての権利および責任は本概要ではなく同基本契約書にしたがって決められる。